

広島県公安委員会告示第 60 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 15 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
2 P08 63	告示の日 (令和 4 年 9 月 15 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P もつとあぶない 刑事 L 3-MX	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同
1 P15 39	同上	同上	P デビルマン黄金 黙示録 N-K 1 Y T 250	同上	左同
2 P08 07	同上	同上	P うしおととら 2 FM-T S	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10 番 1 号)	左同
1 P10 94	同上	同上	P 天才バカボン 6 FD-R S	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市中村西 ノ川 1 番地)	左同
210184	同上	同上	P ダイナマイトキ ング EXFN-T	同上	左同
1 S16 11	同上	回胴式遊 技機	S / 忍者じゃじゃ 丸くん / B J	株式会社アクロス 代表取締役 中島 忠雄 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同
2 S08 11	同上	同上	S ハイヨレ! ニヤ ルコサン Y	株式会社 EXCITE 代表取締役 大住 信雄 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同